

○平成29年7月以前の自己負担限度額

所得区分	個人単位(外来のみ)	世帯単位(入院含む)
【現役並み】 課税所得145万円以上	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
【一般】 課税所得145万円未満	12,000円	44,400円
【低所得者Ⅱ】	8,000円	24,600円
【低所得者Ⅰ】	8,000円	15,000円

1. 低所得Ⅱとは、市県民税が非課税世帯で低所得Ⅰ以外の方です。
2. 低所得Ⅰとは、市県民税が非課税世帯のうち、世帯全員の所得が0円になる世帯です。なお、年金収入のみの方は、その額から80万円を控除した額が0円であれば該当になります。